

令和6年度インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務委託仕様書

1 目的

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

三重県では、この「農泊」について、農山漁村地域ならではの旅や体験の情報を提供し、都市と農山漁村の交流を活性化させる施策に取り組んでいるところです。

近年三重県を旅行先として決定する際に活用されるメディアは SNS が最多となっており、三重県への旅行を考えている層に農泊地域を旅行先として選択してもらうためには SNS での発信が重要と考えます。

また、三重県を来訪する旅行者は中部地区及び関西地区が多くを占めることから、中部地区および関西地区に在住の旅行を計画している方に「農泊」に取り組んでいる地域の旅や体験の魅力を知ってもらい実際に足を運んでもらうため、フォロワーがより親しみを感じ、行動に訴求力があるとされるマイクロインフルエンサーを活用した効果的なプロモーション活動を行います。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務内容

(1) マイクロインフルエンサーを活用した情報発信

マイクロインフルエンサーとは、SNSにおいて特定のジャンルに特化して発信をするインフルエンサーの一種であり、1万人から10万人のフォロワー数を持ちます。

① 委託業務におけるマイクロインフルエンサーの条件

- ・三重県の農泊地域の魅力を写真や動画によって PR し、視聴者に対し訴求力を発揮できること
- ・マイクロインフルエンサーの発信媒体は YouTube または Instagram、もしくはその両方を活用し、マイクロインフルエンサーがその他 SNS アカウントを所持している場合はそのアカウントの活用も検討すること
- ・情報発信はマイクロインフルエンサーのアカウントで行うこととし、下記ターゲットに向けて訴求力のある PR が行えること

ターゲット

中部地区または関西地区に在住し、田舎での体験を自身の子どもたちに提供したいと考える子育て中の20代から40代

- ・上記ターゲットにアプローチできるマイクロインフルエンサーであること
- ・マイクロインフルエンサーは北勢地域および伊賀地域に対し各1人以上招へいすること
- ・今後三重県で Instagram 等での情報発信するときに使用できる、構図やアングル、画質など見映えのよい素材（写真、動画など）を撮影できること

② 情報発信の内容

ア 概要

- ・ マイクロインフルエンサーが三重県の北勢及び伊賀の農泊地域を訪れ、その地での体験等の魅力を伝える写真、動画を撮影し SNS で発信すること。
- ・ 情報発信においては、北勢及び伊賀の農泊地域の動画を各 1 本以上投稿すること。

イ 撮影内容

- ・ マイクロインフルエンサーは、北勢及び伊賀の農泊地域それぞれにおいて、1泊2日滞在する（北勢と伊賀を訪問するマイクロインフルエンサーは、同一の者でも異なる者でも差し支えない）。
- ・ 滞在において、以下に記載する施設のうち3施設以上を訪問し、マイクロインフルエンサーが宿泊、食事、体験を自ら行い、その様子を写真や動画として撮影する。

1) 別紙 1

2) 三重まるごと自然体験のホームページ

(<https://www.taiken.pref.mie.lg.jp/>) → 「エリアから探す」 → 「北勢エリア」又は「伊賀エリア」

- ・ 撮影は、1日目と2日目に各1回以上行う。後日、それぞれ1回以上、上記①に規定する発信媒体で発信する。

ウ 体験プログラムに関する条件

- ・ 体験プログラムについては、以下のとおりとすること。なお、体験プログラムは既存・新規は問わない。
- 1) 三重県の特徴ある自然体験や農林漁業体験、または歴史伝統文化体験を含めること。
- 2) 野外で行うものについては、雨天時の代替プログラムを含めること。

エ 訪問の費用

- ・ マイクロインフルエンサーの旅費、食費、宿泊料および体験料の一切の費用は委託料の中から支払うものとする

オ 情報発信の条件

- ・ 情報発信の際、訪れた施設のアクセス方法、営業日時、お問合せ先等の訪れるために必要な施設情報を載せること
- ・ 三重の里いなか旅のススメ HP (<https://www.sato.pref.mie.lg.jp/>) 及び三重県の公式 Instagram アカウントである「三重の里 いなか旅のススメ」(https://www.instagram.com/mie_inakatabi) への誘導を図ること

カ 3(2)3)の素材の撮影

- ・ 上記とは別に、上記3(1)①の最後の項目に記載した素材を撮影する。
- ・ 3(1)②の情報発信で使用した写真・動画を除くこと。
- ・ 写真及び動画は、素材として使用するものであるため、マイクロインフルエンサー自身が写らないものとする。
- ・ マイクロインフルエンサーの氏名・ニックネームなどを写真及び動画に付記しないこと。
- ・ この項目の規定により、受託者が県に納品する成果品は、受託者及びマイクロインフルエンサーが未発表のものであること。
- ・ 成果品の著作権は、3(3)②に規定するとおり、県に移転するため、受託

- 者及びマイクロインフルエンサーは、今後も当該成果品を使用しないこと。
- ・納品する成果品は、同行するスタッフが撮影したのも納品可能とする

③ データ確認・分析

- ・マイクロインフルエンサーが情報を発信する前に、法令および社会規範に照らし、違反及び議論をよばないことを確認の上、配信する前に三重県に確認を求めること
- ・配信は三重県が確認したのちに行うこと
- ・マイクロインフルエンサーが個人的に情報発信する場合には、当然のことながら三重県の確認を要しない
- ・三重県が今後行う効果的な情報発信のため、本事業で得られたアクセス数やアクセス数が多くあったコンテンツ内容、興味関心を示した視聴者の居住地域等の視聴者のデータを集計・分析すること

(2) 成果品の提出

- ・委託業務完了後、委託期間内に報告書を紙媒体2部および電子媒体（CD-ROM等）1式で提出すること
 - 1) 事業実績報告書
 - 2) データ分析報告書
 - 3) その他、県が成果品として提出をもとめる以下のもの
 - 三重県による Instagram 等での情報発信のための素材として構図やアングル、画質など見映えのよい素材（写真又は動画3つ以上）のデータ
 - ※情報発信用の写真及び動画などのデータを提出するにあたり、必要な肖像権の処理を行うこと
 - ※画像は jpg もしくは png、動画は MP4 を基準とし、より有効な規格があれば協議のうえ任意の規格で三重県に納品すること

(3) その他

① 情報発信に当たっての方針

- ・マイクロインフルエンサーの受け入れが円滑に進むよう受け入れ事業者との調整を行い、計画を立てること
- ・発信する施設の営業日時やアクセス方法などの情報を視聴者に分かりやすく明示すること
- ・Instagram の投稿には必ず「#いなか旅のススメ」「#三重県」をつけること
- ・法令および社会規範を遵守すること
- ・情報発信には、広告である旨（「プロモーションを含みます」等）を表示すること

② 委託業務にあたっての注意事項

- ・上記（2）3）に規定する成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は三重県に帰属するものとする
- ・上記（2）3）に規定する成果品は三重県が自由に二次使用（印刷物の制作、三重の里いなか旅のススメ HP 等三重県の管理するホームページへの掲載、情報更新等にあたり、著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう）できるものと

し、当該成果品の二次使用に関して、受託者にいかなる制限も課さないものとする。受託者は、当該成果品に著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を有する者が、著作権者人格権を一切行使しないよう、当該権利者から必要な許諾を得てから三重県に提出すること。肖像権についても同様とする

- ・上記（２）１）及び２）に規定する成果品は、三重県が県組織内部で使用し、会計検査院に提出し、又は情報公開請求において開示し若しくは複写して提供する場合において必要な範囲で、著作権法上、三重県が任意に複製（同法第 21 条）、送信若しくは送信可能化（同法第 23 条）、譲渡（同法第 26 条の 2 第 1 項）又は貸与（同法第 26 条の 3）をしてよいものとする。第三者に著作権がある場合は、これらの行為を三重県がすることにつき許諾を得てから納品すること。
- ・受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること
- ・写真及び動画に写る人の肖像権（みだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されない権利）を侵害しないようにすること
- ・写真及び動画に写る人から、写真を撮ること及び発信することについての了解を得ること
- ・成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること
- ・撮影に係る費用は全額受託者負担とすること
- ・撮影が円滑に行われるように適切な組織体制を構築すること
- ・受託者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする

4 業務実施の条件

- （１） 委託業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- （２） 委託期間内においては三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- （３） 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- （４） 本委託業務は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- （５） 本委託業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- （６） 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- （７） 本委託業務は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、委託業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、委託業務に係る会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後 5 年間保存しておくこと。
- （８） 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。

5 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、委託業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

8 再委託の条件

- (1) 受託者は、委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

- (2) 受託者は、三重県から事前に書面で承認を得た場合を除き、委託業務の一部を第三者に再委託することはできない。

- (3) 上記(2)にかかわらず、受託者は、資料の謄写等、契約書に定める軽微な業務を再委託する場合には、三重県からの承認を得ずに再委託することができる。

- (4) 上記(2)にかかわらず、受託者は、3(1)のうちマイクロインフルエンサーが行う業務を当該マイクロインフルエンサーに再委託することができる。ただし、委託業務の全部を再委託することはできない。

- (5) 受託者は、マイクロインフルエンサーに再委託する場合には、次の条件を遵守しなければならない。

ア 当該マイクロインフルエンサーは、再委託業務を、さらに第三者に委託（再々委託）することはできない。

イ 受託者は、再委託した部分も含め、三重県に対して、直接、委託業務履行の責任を負う。

- ウ 受託者は、この契約の契約書及び仕様書に定める受託者の義務及び業務履行の条件を当該マイクロインフルエンサーに遵守させなければならない。
- エ 当該マイクロインフルエンサーによる再委託業務の履行により、三重県に損害を与えたときは、受託者が三重県に対する賠償の責めを負う。
- オ 契約の成果品について、当該マイクロインフルエンサーによる再委託業務の履行に係る部分に種類、品質又は数量に関して、契約の内容と適合しない状態があったときは、受託者が契約の規定による契約不適合責任を負う。
- カ 当該マイクロインフルエンサーが、(5) アからオまでの条件に違反したときは、上記(4)にかかわらず、三重県は、履行済みの部分を含め、当該マイクロインフルエンサーによる再委託業務の履行を認めない。この場合において、受託者及び当該マイクロインフルエンサーに損害が発生したときは、三重県は一切の損害の責めを負わない。

地域	参加団体名	施設名	郵便番号	住所	活動概要
伊賀	羽根村づくり実行組合	白鳳梨生産組合 直売所	518-0006	伊賀市羽根430	地域産物加工直売(梨・野菜・漬物など) 各種体験(梨オーナー・自然体験など)
伊賀	(有)花の木 very berry farm	very berry farm	518-0034	伊賀市大内1988-5	観光農園(ブルーベリー狩り)、農産物加工販売
伊賀	地縁法人 上津の郷	こうづの郷 ふれあい市場	518-0206	伊賀市伊勢路1610-1	地域産物の直売
伊賀	霧生活活性化協議会	伊賀のくろまる	518-0215	伊賀市霧生2156	地域産物の直売 熱帯の果物の栽培と販売
伊賀	種生活活性化計画推進委員会	つれづれの里 種生	518-0217	伊賀市種生1618	各種体験(田舎体験(釜風呂など)・自然体験(星座など)・伝統文化体験(獅子舞など)) 農林地の保全活動
伊賀	青蓮寺湖ぶどう組合 青蓮寺湖観光村	青蓮寺湖観光村	518-0443	名張市青蓮寺976	観光農園(ぶどう・いちご狩り)、特産品加工販売
伊賀	一般社団法人滝川YORIAI	赤目四十八滝キャンプ場	518-0469	名張市赤目町長坂941-1	宿泊サービス(キャンプ場の運営) 農林漁業体験
伊賀	国津の社管理運営協議会	国津の社はぐみ工房ああらざ	518-0504	名張市神屋814-4	各種体験(木工・竹細工教室、草木染教室、陶芸教室、園芸福祉教室、わら細工教室、調理体験(豆腐など))
伊賀		土の香市場 ハラペコあおむし	518-0613	名張市上小波田1810-6	地域産物の加工直売 伝統文化体験
伊賀	おひさま市場	おひさま市場	518-0623	三重県名張市桔梗が丘3-3-41	地域産物の直売
伊賀		松風の宿	518-0716	名張市上木町34	農家民宿
伊賀		風農園	518-0704	名張市鴻之台4-48	地域産物の直売 地域産物加工直売
伊賀		名張市旧細川邸 やなせ宿	518-0727	名張市新町136	地域産物の直売 そば打ちなどの調理体験 自然体験 伝統文化体験
伊賀	三重伊賀里山整備活用組合	ideca	518-0736	名張市井出朝尾890番地	地域産物の直売、地域産物加工直売、農林漁家レストラン・茶屋、農林漁業体験、調理体験、自然体験
伊賀		とれたて名張交流館	518-0772	名張市希央台2番地77番1	地域産物の直売 地域産物加工直売
伊賀	伊賀ふるさと農業協同組合	JAIがふるさと とれたて市ひざっこ	518-0820	伊賀市平野西町1-1	地域産物の直売
伊賀	町家暮らしことこ	町家暮らしことこ	518-0848	伊賀市上野西日南町1767-1	暮らし体験、町歩きの見学
伊賀	伊賀地域グリーン ツーリズム推進協議会		518-0873	伊賀市上野丸之内122-4	名張市を含めた伊賀地域のグリーンツーリズム情報の発信
伊賀	三重県組協同組合	伊賀くみひも組匠の里	518-0873	伊賀市上野丸之内116-2	工芸体験、伝統文化体験
伊賀	ういの丘	野菜・果物・花市場 ういの丘	518-1147	伊賀市蔵縄手370-2	地域産物の直売
伊賀	株式会社アヤマNOSAN	阿山農産	518-1303	伊賀市上友田2405	地域産物の直売、地域産物加工直売、農林漁業体験
伊賀	パン工房 杏	パン工房 杏	518-1305	三重県伊賀市下友田2477	地域産物加工直売
伊賀	川上営業組合加工販売事業部	そば打ち道場 伊賀玉瀧 玉の護手房 (道の駅あやま)	518-1315	伊賀市川合町3370-29	そば打ち体験、そば栽培(まづり開催)、生そば加工販売
伊賀	阿山物産振興協同組合 道の駅あやま	道の駅あやま	518-1315	伊賀市川合3370番地29	農産物直売、そば打ち体験
伊賀	ボンビレッジ	農家民宿 BON	518-1323	伊賀市石川1567-1	地域産物の直売、農林漁業体験、調理体験、工芸体験、自然体験、伝統文化体験、宿泊サービス
伊賀	伊賀焼振興協同組合	伊賀焼伝統産業会館 伊賀焼の里 丸柱	518-1325	伊賀市丸柱169-2 伊賀焼伝統産業会館内	伊賀焼窯元めぐりマップ、作陶体験
伊賀	ひばりが丘こどもアカデミー	里山かがく学院	518-1325	三重県伊賀市丸柱2082-2	農林漁業体験、自然体験、伝統文化体験
伊賀	農事組合法人伊賀の里モクモク手づくり ファーム	モクモク農学舎	518-1392	伊賀市予野矢原12048	各種体験(食農学習プログラム)・レストラン(自社製品利用)・宿泊サービス(滞在型食農学習)・農業公園・地域産物加工直売(豚肉など)
伊賀	大山田温泉福祉公社	そうその森 さるびの	518-1412	伊賀市上阿波2953	地域産物加工直売、各種体験(稲作体験・そば体験・木工など)、温泉施設
伊賀	農家民宿 風の庭	農家民宿 風の庭	518-1416	伊賀市下阿波333番地	農家民宿、そば打ち体験、工芸体験、自然体験、伝統文化体験
伊賀	大山田農林業公社	おおよまだ農業小学校	518-1422	伊賀市平田103	地域産物加工直売(餅菓子、味噌、果物ジャム、おこぼろ)、おおよまだ農業小学校
伊賀	株式会社七転八倒	古民家カフェ365nichi	518-1425	伊賀市川北604	農林漁業体験 自然体験 伝統文化体験
伊賀	地域内加工施設事務局 (比叡市民センター内) あみの金	旬菜工房あみ	519-0105	伊賀市比叡175	地域産物の直売、地域産物加工直売
伊賀	しまがはら郷づくり公社 農業振興部	やぶつちや市野良じまん	519-1711	伊賀市島ヶ原13680	調理体験(大豆加工・パン)、地域産物加工直売(漬物・餅・こんにゃく)、農地の保全(農作業受託)
伊賀	(一社)伊賀上野観光協会	伊賀流忍者博物館	518-0873	三重県伊賀市上野丸之内117	伝統文化体験
伊賀	赤目四十八滝溪谷保勝会	赤目自然歴史博物館・赤目滝水族館	518-0469	三重県名張市赤目町長坂671-1	自然体験
伊賀	農事組合法人百姓工房 伊賀の大地	米工房	519-1711	伊賀市島ヶ原15085-1	地域産物加工直売 環境保全活動(棚田)
北勢	農事組合法人 うりほう	ふれあいの駅 うりほう	511-0224	いなべ市員弁町大泉2517	農産物直売、惣菜・菓子・パン加工直売、そば打ち体験、農業体験
北勢	いなべ市農業公園	いなべ市農業公園	511-0501	いなべ市藤原町鼎3071	福加工(ジャム、ジュース)、地産試験栽培、クワンカルフーズ8種、イベント開催(梅・はたん・あふさい・しょうぶ・ブルーベリー)、刈草の堆肥化
北勢	藤原ファーム、ほうすけクラブ	草餅えぼし、古田遊歩道	511-0521	いなべ市藤原町古田1162	地域産物加工直売(餅菓子)、農業体験(田植え・稲刈り)、調理体験(そば打ち)、自然体験(エコツアー)
北勢	はまぐりプラザ	はまぐりプラザ	511-0033	桑名市大字赤須賀86-21	地域水産物レストラン経営、伝統漁業展示
北勢		みずほのおかけ市場	511-0223	いなべ市員弁町北金井2500	地域産物の直売
北勢		いちご園ニコニコファーム	511-0263	いなべ市大安町丹生川下1828-4	地域産物の直売 自然体験 いちご狩り
北勢		古木のある家	511-0432	三重県いなべ市北勢町東村411	農林漁業体験民宿
北勢	(一財)ほくせいふれあい財団 青川峡キャンピングパーク	青川峡キャンピングパーク	511-0436	いなべ市北勢町新町614	キャンプ場、青川自然塾(宿泊者向けイベント)、棚田オーナー(宿泊者向け)、溪流つり大会
北勢	赤そばの会	赤そば茶屋	511-0506	三重県いなべ市藤原町長尾356の4	地域産物の直売、地域産物加工直売、農林漁家レストラン・茶屋、そば打ちなどの調理体験
北勢	松風カンパニー		511-0513	いなべ市藤原町下野尻946-3	地域産物の直売、地域産物加工直売、農林漁家レストラン、農林漁業体験
北勢	株式会社イナベキカク	okudo中村舎	511-0516	三重県いなべ市藤原町西野尻1040	農林漁家レストラン・茶屋、農林漁業体験、伝統文化体験
北勢	社会福祉法人 晴山会	種処はな	511-0524	いなべ市藤原町山口1949-1	障害者を雇用してのいなべ産蕎麦の提供、特産品の開発、直売
北勢	桑名もち小麦協議会		511-0838	三重県桑名市和泉377-1	自然体験
北勢	輪中の郷	輪中の郷	511-1102	桑名市長島町西川1093	調理体験、伝統文化体験、海苔すき体験、農作物の収穫体験
北勢	鈴鹿市漁業協同組合	魚魚釣(ととりん)	510-0243	鈴鹿市白子1丁目6277-3	地域産物の直売
北勢	愛成株式会社		510-0956	四日市市貝家町作花台2218	地域産物の直売 地域産物加工直売 農林漁業体験
北勢	菟野町観光協会	道の駅菟野ふるさと館	510-1233	三重郡菟野町大字菟野2256	お茶、漬物、お酒、お菓子など地域産物の販売、『まこも』商品の販売。
北勢	フォレストアドベンチャー・湯の山	フォレストアドベンチャー・湯の山	510-1233	三重郡菟野町菟野4958	自然体験
北勢	八風キャンプ場	八風キャンプ場	510-1324	三重郡菟野町田光1823	自然体験
北勢	農事組合法人 ハサマ共同製茶組合		512-0934	四日市市川島町7508	地域産物の直売 自然体験
北勢		四日市市ふれあい牧場	512-1105	四日市市水沢町1538	酪農体験、特産品開発
北勢	有限会社マルシゲ清水製茶	かぶせ茶カフェ	512-1105	三重県四日市市水沢町998	地域産物の直売、農林漁家レストラン・茶屋、農林漁業体験、製茶加工工場の見学
北勢	あがた青年農業クラブ	あがた直売所朝市	512-1204	四日市市赤水1473	地域産物の直売、加工、農業収穫体験
北勢	Sakura Berry's Garden		512-1211	四日市市桜町7818	地域産物の直売 農林漁業体験
北勢	(株)鈴鹿みどりの大地	みどりの大地	513-0001	鈴鹿市広瀬町2722	鈴鹿を中心とした県内農林水産物の直売、農業体験
北勢	おかだいちご園	おかだいちご園	513-0004	鈴鹿市加佐登3丁目14-10	農林漁業体験
北勢	株式会社椿茶園	椿茶園	519-0315	鈴鹿市山本町1795-1	地域産物加工直売、茶屋

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

- 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報

が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。